「磁気探査業務共通仕様書【農業農村整備編】」の制定について(平成23年3月14日農村第2120号農林水産部長通知) 一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後

# 第1章総則

### 1-1 適用 [略]

### 1-2 作業実施

磁気探査業務に係る作業のうち測量業務は、「沖縄県農林水産部測量 作業規程(変更承認年月日平成 28 年 7 月 11 日付け承認番号国国地第 77 号)」(以下「規定」という。)により実施するものとする。

# 1-3 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 (1)~(37)「略]

### 1-4 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 14 日以内 に探査業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理 技術者が探査業務の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始 することをいう。

### 1-6 調査職員「略]

# 1-7 管理技術者

- $1. \sim 2.$  「略]
- 3. 管理技術者は、特記仕様書に定める資格要件のいずれかにあてはまるも 3. 管理技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、日本語に堪能 ので、日本語に堪能でなければならない。
- 4. ~6. 「略]

現 行

# 第1章総則

### 1-1 適用「略]

### 1-2 作業実施

磁気探査業務に係る作業のうち測量業務は、「沖縄県農林水産部測量作 業規程(変更承認年月日平成26年6月5日付け承認番号国国地第45号)」 (以下「規定」という。) により実施するものとする。

# 1-3 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 (1)~(37)「略]

# 1-4 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日以内に 探査業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技 術者が探査業務の実施のため調査職員との打合せ又は現地路査を開始する ことをいう。

# ~1-6 調査職員 [略]

# 1-7 管理技術者

- $1. \sim 2.$  「略]
- でなければならない。
- 4. ~6. 「略]

- 7. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、 出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等 以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければなら ない。
- 1-8 担当技術者~1-10 打合せ等 [略]

# 1-11 業務計画書

- しなければならない。
- 2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
- (1)業務場所

(2)業務内容及び方法

(3)業務工程

(4)業務組織計画

(5)打合せ計画

- (6) 成果物の品質を確保するための計画
- (7)成果物の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9)連絡体制(緊急時含む) (10)使用機械の種類、名称及び性能
- (11) その他

なお、(2)業務内容及び方法又は(11)その他には、1-32安全等の確保、 1-36 個人情報の取扱い及び1-37 行政情報流出防止対策の強化に関す る事項も含めるものとする。

3. ~4. 「略]

### 1- 12 業務実績データの作成及び登録

受注者は、委託料が 100 万円以上の業務について、受注時、登録内容 の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実 績情報サービス (AGRIS) に基づく業務実績データを作成し、調査 職員へ提出するものとする。また、速やかに、登録機関から発行される 業務実績登録通知を調査職員に提出しなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

2 業務実績登録通知の提出は、原則として以下の期限内に手続きを行うも のとする。

1-8 担当技術者~1-10 打合せ等「略]

# 1-11 業務計画書

- 1.受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し調査職員に提出 1.受注者は、契約締結後 15 日以内に業務計画書を作成し調査職員に提出し なければならない。
  - 2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
  - (1)業務場所

(2)業務内容及び方法

(3)業務工程

- (4)業務組織計画
- (5)打合せ計画
- (6) 成果物の品質を確保するための計画
- (7)成果物の内容、部数 (8)使用する主な図書及び基準
- (9)連絡体制(緊急時含む) (10)使用機械の種類、名称及び性能
- (11) その他

# 3. ~4. 「略]

### 1- 12 業務実績データの作成及び登録

受注者は、委託料が 100 万円以上の業務について、当初契約時、登録内 容の変更時、業務完了時において、当初契約時は契約担当者の確認を受け た後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に 業務完了時は完了後10日以内に、農業農村整備事業測量調査設計業務実績 情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、調査職員 へ確認依頼をする。

調査職員は、業務カルテ確認システムを利用して電子的な承認を行った 後、AGRISセンターと受注者に承認済みファイルを送付する。

- (1)受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日 以内に登録通知を調査職員に提出する。
- (2)登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び 年末年始を除き10日以内に登録通知を調査職員に提出する。
- (3)業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年 末年始を除き 10 日以内に登録通知を調査職員に提出するものとし、訂 正時の録は適宜行うものとする。
- 1-13 資料等の貸与及び返却~1-28 部分使用 [略]

### 1- 29 再委託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをい 1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをい い、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 「略]

- に限る)、データ入力、トレース、資料整理、模型製作、速記録の作成、 アンケート票の配布、電子納品の作成作業などの簡易な業務、その他特 3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委任にあたっては、 記仕様書に定める事項の再委任にあたっては発注者の承諾を必要としな V)
- 3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、 発注者の承諾を得なければならない。
- 4. 受注者は、探査業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約 関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに 探査業務を実施しなければならない。

なお、協力者が、沖縄県農林水産部の測量及び建設コンサルタント等業 務入札参加資格者である場合は沖縄県農林水産部の指名停止期間中であ ってはならない。

1- 30 成果物の使用等~1- 35 屋外で作業を行う時期及び時間 1- 30 成果物の使用等~1- 35 屋外で作業を行う時期及び時間の

の変更 [略]

ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

1-13 資料等の貸与及び返却~1-28 部分使用 [略]

### 1- 29 再委託

- い、受注者はこれを再委任することはできない。
- (1) 「略]
- 2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(単純な電算処理 2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの 簡易な業務の再委任にあたっては発注者の承諾を必要としない。
  - 発注者の承諾を得なければならない。
  - 4. 受注者は、探査業務を再委任に付する場合、書面により協力者との契約 関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに 探査業務を実施しなければならない。

なお、協力者が、沖縄県農林水産部の測量及び建設コンサルタント等業務 入札参加資格者である場合は沖縄県農林水産部の指名停止期間中であって はならない。

変更 「略]

# 1-36 個人情報の取扱い

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 2 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 3 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

- 4 利用及び提供の制限受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、 この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人 情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 5 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個

# 1-36 個人情報の取扱い~1-38 保険加入の義務 [新設]

<u>人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよ</u> う、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれが あることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じな ければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとす る。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、 又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、 この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなけ ればならない。

<u>ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該</u>指示に従うものとする。

- 9 管理の確認等
- (1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期検査等により確認し、発注者に報告するものとする。
- (2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認する ことができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情 報の取扱状況について報告を求め、又は検査することができる。
- 10 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を 特定するなど管理体制を定め、1-11 で示す業務計画書に記載するもの とする。

11 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による 事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不 当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な 事項を周知しなければならない。

# 1-37 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、1-11で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

(行政情報の目的外使用の禁止)

<u>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を</u>本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- (1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時 雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全て の従業員(以下「社員等」という。) に対し行政情報の流出防止対策 について、周知徹底を図るものとする。
- (2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹 底させるものとする。
- (3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報(発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。) については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

### (電子情報の管理体制の確保)

- (1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置し、1-11で示す業務計画書に記載するものとする。
- (2) 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
- <u>イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ</u> 対策
- ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
- ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策
- (電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保)
- <u>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為</u>をしてはならない。
- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- 二 セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

# (事故の発生時の措置)

- (1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らか の事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出 るものとする。
- (2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- 3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

# 1-38 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、労働者災害補償保険 法(昭和22年法律第50号)、健康保険法(大正11年法律第70号) 及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定により、雇用者等 の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第2章磁気探査業務 [略]

参考 磁気探査業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]

第2章磁気探査業務 [略]

参考 磁気探査業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]